国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令 和 ８ 年 ５ 月 １ ９ 日
松 山 河 川 国 道 事 務 所

重信川減災対策協議会及び流域治水協議会を合同開催します
～大規模氾濫に対する減災に向けて～

現在、重信川では気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、重信川流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「重信川流域治水プロジェクト 2.0」に取り組んでいます。

今回、重信川の大規模氾濫に対する減災や流域治水の取り組みを関係機関と共有し、意見交換を行うため以下の会議を開催します。

・会議名称：　第１３回　重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会
　　第　８　回　重信川流域治水協議会
・開催日時：令和８年５月２５日（月）　１４：３０～１５：５５
・開催場所：ホテルアイスル松山　芙蓉の間　（松山市宮田町３９１－８）
・主な議事：減災対策協議会
　（１）重要水防箇所・石手川洪水予報河川
　（２）減災に向けた取組
　（３）各機関からの話題提供　など
　流域治水協議会
　（１）流域治水に関する取組み
　（２）流域治水対策等の主な支援事業集（令和７年４月更新）
　（３）国土強靭化実施中期計画を踏まえた河川・ダム事業の「見える化」について　など
・規 約 等 ： 別紙２～３参照
・　取　材　： 取材を希望される方は、事前に下記迄お問い合わせください。
　詳細については、別紙１をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先
国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 TEL（089）972－0034 副所長(河川)　中塚（なかつか） 光（こう）（内線204） ◎工務第一課長　森田（もりた） 達之（たつゆき）（内線311）

◎主な問い合わせ先

別紙１

取材にあたってのお願い

・会議の取材を希望される方は、会議開始前迄（１３：３０～１４：３０）に会議室前の受付にて必要事項を記入の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。
・スペースが限られているため、机や椅子が不足する場合もありますが、ご理解の程、よろしくお願いします。
・会議中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。
・駐車場は準備しておりませんので、来場の際はできるだけ公共交通機関をご利用いただくなど、事前の確認をよろしくお願いします。

別紙 2

重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会　規約

（名称）

第１条　この会議は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第１５条の９に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、重信川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、重信川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組織の構成）

第３条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第４条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５　事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三　毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第６条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては

協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第７条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第８条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

２　事務局は、四国地方整備局松山河川国道事務所工務第一課及び愛媛県中予地方局河川砂防課が共同で行う。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則　本規約は、平成２８年５月２５日から施行する。

平成２９年９月２９日　一部改正

令和元年６月６日　一部改正

別表１

国土交通省四国地方整備局　松山河川国道事務所長
国土交通省国土地理院四国地方測量部長

気象庁　松山地方気象台長

愛媛県　河川課長
愛媛県　中予地方局　地域産業振興部長
愛媛県　中予地方局　建設部長

愛媛県警察本部　警備部長
松山東警察署長
松山西警察署長
松山南警察署長
伊予警察署長

松山市長

伊予市長

東温市長

松前町長

砥部町長

別表２

国土交通省四国地方整備局　松山河川国道事務所　副所長

国土交通省四国地方整備局　松山河川国道事務所　工務第一課長
国土交通省四国地方整備局　松山河川国道事務所　河川管理課長
国土交通省四国地方整備局　松山河川国道事務所　重信川出張所長
国土交通省四国地方整備局　松山河川国道事務所　石手川ダム管理支所長

国土交通省国土地理院四国地方測量部　防災・地理空間情報管理官

気象庁　松山地方気象台　水害対策気象官

愛媛県　河川課　主幹
愛媛県　中予地方局　総務企画部　防災対策室長
愛媛県　中予地方局　建設部　　河川砂防課長

愛媛県警察本部　警備課長
松山東警察署　警備調査官
松山西警察署　警備調査官
松山南警察署　警備調査官
伊予警察署　警備課長

松山市　総合政策部　危機管理課長
松山市　都市整備部　道路河川整備課長

伊予市　総務部　　危機管理課長
伊予市　産業建設部　土木管理課長

東温市　総務部　　危機管理課長
東温市　産業建設部　建設課長

松前町　総務部　　危機管理課長
松前町　産業建設部　まちづくり課長

砥部町　総務課長
砥部町　建設課長

別紙 3

重信川流域治水協議会　規約

（設置）

第１条　「重信川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第２条　本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、重信川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

２　本協議会は、各構成員及びオブザーバーの命により、各機関からの代理出席を認める。

３　本会議を進めていくにあたり、その他の重信川流域内関係機関についても、協議会の同意を得て、構成員またはオブザーバーとして追加できるものとする。

（協議会の実施事項）

第４条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

１　重信川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

２　河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

３　「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

４　その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第５条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第６条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第７条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

２　事務局は、四国地方整備局松山河川国道事務所が行う。

（雑則）

第８条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第９条　本規約は、令和２年８月２６日から施行する。

令和３年３月２２日　一部改正

別表
令和７年４月１日現在

重信川流域治水協議会　構成員

機関	構成員 役職
松山市	市長
伊予市	市長
東温市	市長
松前町	町長
砥部町	町長
愛媛県	中予地方局建設部長
愛媛県	中予地方局農林水産振興部長
農林水産省	農林水産省中国四国農政局 道前道後用水農業水利事業所長
林野庁	四国森林管理局 愛媛森林管理署長
森林研究・整備機構	森林整備センター中国四国整備局 松山水源林整備事務所長
国土交通省	四国山地砂防事務所長
国土交通省	松山河川国道事務所長

オブザーバー参加

機関	役職
愛媛県土木部	河川課長
愛媛県土木部	都市計画課長
愛媛県土木部	都市整備課長
愛媛県土木部	砂防課長
愛媛県土木部	港湾海岸課長
愛媛県農林水産部	農地整備課長
愛媛県農林水産部	森林整備課長
愛媛県	中予地方局地域産業振興部長
愛媛県警察本部	警備部長
愛媛県警察本部	松山東警察署長
愛媛県警察本部	松山西警察署長
愛媛県警察本部	松山南警察署長
愛媛県警察本部	伊予警察署長
国土交通省	国土地理院四国地方測量部長
気象庁	松山地方気象台長